

■議案第93号 四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

当該施設は、漁獲した水産物の鮮度を保つため、漁業者が出漁する際に漁船に積載する氷の製造販売を行っている施設で、興津漁業協同組合を指定管理者とし、施設の管理・運営を行っていましたが、興津漁協が解散し、指定管理業務の継続が不可となりました。

そのため、平成27年5月1日より高知県漁業協同組合に管理業務を委託することで、漁業者に支障が生じないよう切れ目のない運営を行っているところです。

しかし、興津漁港の市場が閉鎖されたことにより、水揚げ漁港が佐賀漁港へ変更となりましたので、燃油代等の経費が増加し、漁業者の負担が大きくなるという状況が発生しています。

そのため、安定した漁業を継続できるよう検討を行い、また、近隣の類似施設との料金比較も実施し、施設利用料金の引き下げを行うこととしました。

【主な改正内容】

製氷施設の利用料金を改正します。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
施設の区分	料金	摘要	施設の区分	料金	摘要
製氷施設	30キロ当たり 400円		製氷施設	キロ当たり 20円	